

第九号様式(第二十七条関係)

指 定 確 認 検 査 機 関 票	
この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の番号	新潟県建第780号
指定の有効期限	令和 6年 11月 1日から 令和 11年 10月 31日まで
機関の名称	一般財団法人 にいがた住宅センター
主たる事務所の住所	新潟市中央区新光町15番地2 電話番号 025(283)0851
代表者氏名	高 木 実
業務区域	新潟県全域
指定区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号、第2号、第2号の2及び第9号から第12号に掲げるもの
取り扱う建築物等	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第15条1号、2号及び2号の2の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定。ただし、構造計算適合性判定が必要なものは除く。
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査、仮使用認定

- 備考 1 「指定区分」の欄には、指定確認検査機関が法第 77 条の 24 第 1 項の確認検査員を選任しない場合は、指定区分及びその旨を記載すること。
- 2 「取り扱う建築物等」の欄には、当該指定確認検査機関が、指定区分のうち、確認検査の業務の範囲として確認検査の業務の対象とする建築物等として確認検査業務規程において定めるものを記載すること。
- 3 「実施する業務の態様」の欄には、建築確認又は完了検査若しくは中間検査の別を記載すること。
- 4 標識を事務所において公衆に見やすいように掲示する場合における当該標識の大きさは、縦 45cm 以上、横 35cm 以上とすること。